



金 沢 市 公 報

第 3 1 3 5 号 の 2

令和6年(2024年)2月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
● 告 示	
○ 金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱の一部改正について (福祉政策課)	1

告 示

● 金沢市告示第34号

金沢市住民税非課税世帯等緊急支援給付金の支給に関する要綱(令和5年告示第170号)の一部を次のように改正する。

令和6年2月1日

金沢市長 村 山 卓

「第4章 均等割のみ課税世帯緊急支援給付金(第27条—第36条)
目次中「第4章 雑則(第27条—第29条)」を 第5章 子育て世帯加算給付金(第37条—第47条)
第6章 雑則(第48条—第50条)」

に改める。

第29条を第50条とし、第28条を第49条とし、第27条を第48条とし、第4章を第6章とする。

第3章の次に次の2章を加える。

第4章 均等割のみ課税世帯緊急支援給付金

(均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給対象者)

第27条 住民税非課税世帯等緊急支援給付金のうち、この章の規定による給付金(以下「均等割のみ課税世帯緊急支援給付金」という。)の支給の対象となる者(以下この章において「支給対象者」という。)は、令和5年12月1日(以下この章において「基準日」という。)において、本市の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、本市で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)であって、同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和5年度分の市町村民税の所得割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の所得割を免除された者である世帯(以下この章において「支給対象世帯」という。)の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税の均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給対象世帯とはしないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の世帯に対する均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の給付について、既に前章に規定する追加緊急支援給付金の支給を受けた世帯(以下この章において「均等割非課税世帯」という。)均等割非課税世帯であって、当該世帯に対する追加緊急支援給付金の支給に関し、第20条第2項の規定による確認書の提出若しくは第21条第1項の規定による申請が行われず、又はその支給の拒否若しくは辞退があった世帯を含む。)と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、支給対象世帯とはしないものとする。

(受給権者等)

第28条 均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給について、第30条第2項の規定により確認書を提出し、及びこれを受けることができる者又は第31条第1項の規定により申請し、及びこれを受けることができる者(以下この章に

において「受給権者」という。)は、支給対象世帯の世帯主(当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者等のうちから選ばれた者))とする。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、支給対象世帯の世帯主が配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者である場合その他の特に配慮が必要と認められる場合における、支給対象者及び受給権者の取扱いについては、市長が別に定める。

(均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給額)

第29条 均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給額は、支給対象世帯1世帯につき100,000円とする。

(確認書による支給等)

第30条 市長は、支給対象世帯に係る支給対象者のうち市長が別に定める者(以下この章において「確認支給対象者」という。)に対し、支給対象者の要件、均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給の方式その他均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給について必要な事項を確認するため、市長が別に定める確認書(以下この章において「確認書」という。)の提出を求めるものとする。

- 2 確認支給対象者が均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給を受けようとするときは市長に確認書を提出しなければならない。
- 3 前項の規定により確認書を提出した者に対する均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給は、確認書により確認した方式により行うものとする。

(申請による支給等)

第31条 確認支給対象者以外の支給対象者に対する均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給は、市長が別に定める申請書(以下この章において「申請書」という。)の提出による申請により行うものとする。

- 2 申請書による申請に基づく均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。この場合において、第2号に掲げる方式は、均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給の申請を行う者(以下この章において「申請者」という。)が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な事由があるときに限り行う。

(1) 指定口座振込方式(申請者が申請書を市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

(2) 窓口現金受領方式(申請者が申請書を市長に提出することにより、市の窓口で現金を交付する方式をいう。)

- 3 申請者は、均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給の申請に当たっては、公的身分証明書の写しを提出し、又は提示するものとする。

(申請受付開始日及び申請書等の提出期限)

第32条 均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 確認書の提出の期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日とする。

- 3 申請書の提出の期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年5月31日とする。

(代理による申請)

第33条 代理人(代理により第30条第2項の規定による確認書の提出又は第31条第1項の規定による追加緊急支援給付金の支給の申請を行うことができる者をいう。以下この章において同じ。)は、次に掲げる者に限るものとする。

(1) 基準日において、受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の日常生活の支援等をしている者で市長が特に認めるもの

- 2 代理人は、確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載をするものとし、均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は、申請書に加え、委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

- 3 市長は、代理人が第1項第1号の者である場合にあっては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者である場合にあっては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(支給決定及び支給)

第34条 市長は、第30条第2項の規定により提出された確認書又は第31条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給を決定し、当該受給権者

に対し、均等割のみ課税世帯緊急支援給付金を支給する。

(均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給等に関する周知)

第35条 市長は、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第36条 第32条第2項の期限までに確認書の提出を行わない者又は同条第3項の期限までに均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給の申請を行わない者は、均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第34条の規定により均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他受給権者の責めに帰すべき事由により均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

第5章 子育て世帯加算給付金

(子育て世帯加算給付金の支給対象者)

第37条 住民税非課税世帯等緊急支援給付金のうち、この章の規定による給付金(以下「子育て世帯加算給付金」という。)の支給の対象となる者(以下この章において「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 第3章の規定による追加緊急支援給付金の支給の対象となる者であって、令和5年12月1日(以下この章において「基準日」という。)において対象児童(子育て世帯加算給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)が同一世帯に属しているもの

(2) 前章の規定による均等割のみ課税世帯緊急支援給付金の支給の対象となる者であって、基準日において対象児童が同一世帯に属しているもの

(3) その他これらに類する者として市長が別に定めるもの

(支給額等)

第38条 子育て世帯加算給付金の支給額は、対象児童1人につき、1回に限り、50,000円とする。

2 子育て世帯加算給付金の対象児童は、平成17年4月2日から令和6年5月31日までの間に出生した児童とする。

(特定支給対象者に対する子育て世帯加算給付金の支給の申込み等)

第39条 市長は、支給対象者のうち次に掲げる者(以下この章において「特定支給対象者」という。)に対し、子育て世帯加算給付金の支給の申込みを行う。

(1) 第18条第1項に規定する特定支給対象者

(2) 第20条第1項に規定する確認支給対象者のうち、本市に児童手当支給口座の登録のある者

(3) 第30条第1項に規定する確認支給対象者のうち、本市に児童手当支給口座の登録のある者

2 特定支給対象者は、前項の申込みを受けた際、子育て世帯加算給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、特定支給対象者に対し、子育て世帯加算給付金を支給する。

(特定支給対象者に対する子育て世帯加算給付金の支給の方式)

第40条 特定支給対象者に対する子育て世帯加算給付金の支給は、前条第1項第1号に規定する特定支給対象者については第1号に掲げる方式により、同項第2号及び第3号に規定する特定支給対象者については、第2号に掲げる方式により行うものとする。ただし、第1号又は第2号に規定する口座等の解約等をしており、子育て世帯加算給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第3号に掲げる方式により行うものとする。

(1) 追加緊急支援給付金口座振込方式(追加緊急支援給付金振込時における指定口座に振り込む方式をいう。)

(2) 児童手当支給口座振込方式(児童手当支給時における指定口座に振り込む方式をいう。)

(3) 指定口座振込方式(市長が別に定める日までに前号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式をいう。)

(確認書による支給等)

第41条 市長は、支給対象世帯に係る支給対象者(特定支給対象者を除く。)のうち市長が別に定める者(以下この章において「確認支給対象者」という。)に対し、支給対象者の要件、子育て世帯加算給付金の支給の方式その他

子育て世帯加算給付金の支給について必要な事項を確認するため、市長が別に定める確認書（以下この章において「確認書」という。）の提出を求めるものとする。

- 2 確認支給対象者が子育て世帯加算給付金の支給を受けようとするときは、市長に確認書を提出しなければならない。
- 3 前項の規定により確認書を提出した者に対する子育て世帯加算給付金の支給は、確認書により確認した方式により行うものとする。

（申請による支給等）

第42条 特定支給対象者及び確認支給対象者以外の支給対象者に対する子育て世帯加算給付金の支給は、市長が別に定める申請書（以下この章において「申請書」という。）の提出による申請により行うものとする。

- 2 申請書による申請に基づく子育て世帯加算給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。この場合において、第2号に掲げる方式は、子育て世帯加算給付金の支給の申請を行う者（以下この章において「申請者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な事由があるときに限り行う。

(1) 指定口座振込方式（申請者が申請書を市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(2) 窓口現金受領方式（申請者が申請書を市長に提出することにより、市の窓口で現金を交付する方式をいう。）

- 3 申請者は、子育て世帯加算給付金の支給の申請に当たっては、公的身分証明書の写しを提出し、又は提示するものとする。

（申請受付開始日及び申請書等の提出期限）

第43条 子育て世帯加算給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 確認書の提出の期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年6月30日とする。
- 3 申請書の提出の期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年6月30日とする。

（代理による申請）

第44条 代理人（代理により第41条第2項の規定による確認書の提出又は第42条第1項の規定による子育て世帯加算給付金の支給の申請を行うことができる者をいう。以下この章において同じ。）は、次に掲げる者に限るものとする。

(1) 基準日において、受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の日常生活の支援等をしている者で市長が特に認めるもの

- 2 代理人は、確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載をするものとし、子育て世帯加算給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は、申請書に加え、委任状を提出するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

- 3 市長は、代理人が第1項第1号の者である場合にあっては住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者である場合にあっては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（支給決定及び支給）

第45条 市長は、第41条第2項の規定により提出された確認書又は第42条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、子育て世帯加算給付金の支給を決定し、当該受給権者に対し、子育て世帯加算給付金を支給する。

（子育て世帯加算給付金の支給等に関する周知）

第46条 市長は、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第47条 第43条第2項の期限までに確認書の提出を行わない者又は同条第3項の期限までに子育て世帯加算給付金の支給の申請を行わない者は、子育て世帯加算給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 市長が第45条の規定により子育て世帯加算給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他受給権者の責めに帰すべき事由により子育て世帯加算給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

令和6年(2024年)2月1日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄